

保育料改定の検討結果について

認可保育施設は、保育料と公費（国費、都費、区費）によって運営している。

また、保育料は、世帯収入に応じ、国が額を設定しており（以下「国基準徴収額」という。）、国基準徴収額の一部を板橋区が負担することにより、利用世帯の負担軽減を図っている。

今回は平成30年度に改定しており、前回の改定においては、運営経費に占める保育料の割合（以下「保育料割合」という。）が、板橋区は概ね10%で推移していた一方、他区平均値は13%であったため、同割合を他区平均の13%とすることを目標値とした。

しかし、10%から13%まで保育料を引き上げた場合、急激な増額となり、保護者に大きな負担が生じることとなるため、段階的に引き上げることとし、同割合が11.5%となるよう保育料を改定した。

この間、更なる待機児童対策の取組や幼児教育・保育の無償化、また、消費税の引上げなどの環境変化を踏まえ、住民相互の負担の公平・適正化を図るため、受益者負担の観点から、使用料・手数料の改定時期に合わせ、令和3年4月の改定に向けた調査・検討を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により区民生活が深刻な打撃を受けている状況に鑑み、使用料・手数料の改定と同様に、令和3年4月の保育料改定は見送ることとした。改定は見送るが、今後の保育料改定に関する考え方の概要について報告する。

1 保育料と運営経費について

平成30年度の決算数値は、下表のとおりとなる。

	0～2歳	3～5歳	合計
保育料	1,582,990千円	1,333,185千円	2,916,175千円
運営経費	16,112,713千円	9,127,906千円	25,240,619千円
割合	9.82%	14.61%	11.55%

認可保育園・小規模保育施設の運営経費は252億4,061万9千円であった。

一方、保育料は、29億1,617万5千円であり、運営経費のうち11.55%を保護者に負担いただいた。

保育料29億1,617万5千円は、国基準徴収額の47.9%に相当する。

52.1%、31億7,187万3千円を板橋区が負担したことにより、利用世帯の負担軽減を図っている。

2 改定の考え方

令和元年度に、改めて他区の保育料割合について調査したところ、他区平均は、前回の改定検討時に引き続き、約13%であった。そのため、今回の改定の検討にあたっては、同割合13%を保育料改定の目標値として設定した。

その結果、保育料の改定率は、12.5%となる。

なお、各階層の改定率は、負担能力に応じた改定となるよう、減算・加算により調整することとする。

	0～2歳	3～5歳	合計
保育料	1,772,906千円	1,508,375千円	3,281,280千円
運営経費	16,112,713千円	9,127,906千円	25,240,619千円
割合	11.00%	16.52%	13.00%

運営経費 25,240,619千円×13%=3,281,280千円

必要保育料 3,281,280千円÷現在保育料 2,916,175千円=112.52%

3 その他

今後の改定時期については、日本経済の状況を見極めつつ、使用料・手数料改定の動向を参考に検討する。